

●日本共産党京都府会議員団は11月19日、知事に対し、2002年度京都府予算に関する申し入れを行いました。申し入れには、西山秀尚団長、新井進幹事長、岩田隆夫・松尾孝両副団長が出席しました。

京都府知事 荒巻 禎一 殿

2002年度京都府予算に関する申し入れ

2001年11月19日 日本共産党京都府会議員団

団長 西山 秀尚

いま、府民の暮らしは、長引く不況と小泉内閣による「構造改革」によって、かつてない深刻な事態となっている。

9月度の失業率は過去最悪となり、そのうえ「不良債権早期最終処理」と大企業の大規模なリストラで、今後さらに倒産、廃業、そして大量の失業者がつくられようとしている。

そのうえ、本年10月から高齢者の介護保険料が2倍に引き上げられ、さらに医療保険制度の大改悪など、ますます国民負担が増やされようとしている。これは、国民の暮らしを直撃するだけでなく、日本経済をいっそう深刻な不況に陥れるものである。

こうしたときこそ、地方自治体が、住民の暮らしを守る“防波堤”としての役割を果たすことが強く求められている。

ところが本府は、この間「財政危機」を口実に、介護激励金の廃止や私学助成削減など、府民の暮らしを守る予算を減らし、来年度から府立学校授業料の値上げの実施を決めるなど、府民の暮らしを守り福祉を向上させることに逆行する事態をつくりだしている。

しかも、本府は「財政危機」をいいながら、他方では、丹後リゾート公園や舞鶴港和田埠頭建設、さらには京都市内高速道路や関西国際空港第二期工事への多額の出資など、大規模開発や大型公共事業は継続するという道理のない財政運営を進めている。

また、国は、地方の固有の財源である地方交付税の削減、強引な市町村合併の強行、生活路線バス補助の削減など、「地域間の競争による活性化」として、市町村自治の破壊と中山間地、過疎地域の切捨てをすすめるようとしている。こうした時、市町村自治を守り、住民の暮らしと地域を守る基礎単位である市町村を支援することが府の大きな役割である。ところが本府は、「合併問題は市町村が決めること」といいながら、「乗り遅れるな」とばかりに強引

な合併を誘導、促進している。

来年度予算編成にあたっては、こうした姿勢を抜本的にあらため、府民の暮らしと雇用を守り、福祉の向上をはかることを第一とした予算とすること。そして、地方交付税の削減や段階的補正の見直しなど市町村財政をいっそう困難にする国の方針にきっぱりと反対し、市町村が住民の暮らしを守り、地域振興をはかれるよう全面的な支援をつよめることが必要である。

その上で、次の事項に留意し、来年度予算の編成にとりくむよう求めるものである。

- ① 府民の暮らしを守るため、福祉や医療、教育などの充実をはかることを最重点課題とすること。
- ② 過去最悪の失業という事態を受け、失業者救済のための公的就労制度の確立、大企業の横暴なリストラを規制する取り組み、雇用の場を広げるための助成措置など、雇用拡大に力をつくすこと。
- ③ 経営困難に直面している中小企業、伝統地場産業への支援、農林漁業者の営業守る対策を重視すること。
- ④ 大型開発・大型公共事業について、徹底した見直しをおこない、丹後リゾート公園や木津川右岸運動公園、南丹ダム建設、舞鶴港和田埠頭など不要・不急の事業について、いったん中止するとともに、京都市内高速道路、関西空港第二期工事出資金は、中止すること。
- ⑤ 地方自治体の財源を確保するため、政府の地方交付税の削減、段階的補正の縮小・廃止計画の撤回と、地方交付税率の引き上げ、高金利政府資金・地方債の借り換え、税財源の委譲などの財政措置を国に求めること。なお、外形標準課税導入、地方消費税引き上げの政府要望は撤回すること。

以上の観点から、次の「当面する緊急重要事項」及び「各分野の主要事項」の要望を十分勘案し、府財政再建を図りつつ、計画的に実現されるよう申し入れる。

当面する緊急重要事項

1、府民の暮らしを守り、不況・雇用対策の強化、京都経済の立て直しを

今日、失業・倒産とも過去最悪という事態で推移している。そのうえ、「不良債権早期最終処理」によるマイカルの実質倒産と関連企業の連鎖倒産、「狂牛病」による畜産農家や精肉販売業者などの深刻な経営悪化が起こっている。

失業や経営破たん追い込まれた府民は、日々の生活も成り立たない状態が広く生まれており、暮らしと雇用を守る緊急対策と京都経済の立て直しは、引き続き府政の最大の課題となっており、次の諸対策を強く求める。

失業や経営破たん暮らしが成り立たなくなっている府民の暮らしを守るため、緊急対策

を実施すること。

市町村と協力し、中小企業や伝統地場産業の実態調査を早急に実施し、関係者の知恵を結集し、京都経済の立て直し、振興策を確立すること。

- ① 雇用不安と失業の増大、リストラによる賃金切り下げが、景気回復の足かせとなり、地域経済にも重大な影響を与えている。本府として、企業が計画している解雇、人員削減、工場閉鎖などのリストラ計画の事前の届出、地域経済と雇用への影響調査、地元市町村や商工会議所（会）など関係機関との協議を求める府条例を制定するなど雇用確保に最大限の努力をおこなうこと。
- ② 介護基盤整備の促進など福祉施設の充実、30人学級の実施、消防力基準どおりの消防職員の配置など、地元での雇用の場の拡大をすすめること。
- ③ 「不良債権早期最終処理」の強行に反対し、不況のもとでも必死の経営努力を続けている中小企業が資金難から倒産・廃業に追い込まれることがないように、その実態を調査し、「景気回復までの返済猶予」など、借金返済の苦しみを解消する緊急対策を実施すること。
- ④ また、新規開業や新事業への転換、新製品の開発に取り組む中小企業・業者に対し、無担保・無保証人・超低利で、事業が成功したときから返済が始まる「出世払い融資制度」などあらたな融資制度の創設、保証渋りをなくし保証枠を大幅に拡大するなど、融資制度の拡充、改善をはかること。
- ⑤ 「狂牛病」による損害を受けている畜産農家、精肉販売業者、飲食業者などの実態を調査し、その損害補償を国に求めるとともに、府としても緊急支援対策を講じること。
- ⑥ 枠的単独事業のこれ以上の削減をおこなわず、府のおこなう公共事業について生活密着型に転換するとともに、地元中小建設業者の仕事確保をはかること。
- ⑦ バリアフリーの促進、耐震性の強化など、住宅改修を促進し、中小建設業者の仕事確保のため「住宅改修助成制度」を創設すること。

2、「医療改革」反対、介護保険の抜本改善、安心できる医療体制の確立を

健保本人負担の3割への引き上げ、高齢者医療（老人保健制度）対象年齢の75才への引き上げ、外来患者の負担上限額引き上げなど、国民の命と健康を脅かす小泉「医療改革」に反対すること。国民健康保険への国庫負担を45%に戻すよう国にもとめ、国保料の引き下げを実現し、保険料が払えない状況をなくすこと。保険証の取り上げ、資格証明証の発行を行なわないこと。

介護保険について、介護保険料の倍額徴収にたいし低所得者への減免をもとめる声が多く、府内をはじめ多くの自治体が、軽減措置を講じている。府の調査でも重過ぎる介護保険料や利用料負担による利用抑制が明らかになった。国に対し、低所得者に対する保険料・利用料の減免制度の創設を要求するとともに、府独自の軽減策を行うこと。施設、在宅両面での基盤整備をひきつづきすすめること。介護報酬、介護認定の見直しなど介護保険の抜本改善を国に要求すること。介護保険事業支援計画の見直しにあたって、市町村と連携して、必

要な実態調査を行うこと。介護激励金を復活すること。

2003年度からの障害者支援費支給制度の導入は、障害者・家族に大きな不安を与えている。現行福祉水準の後退を招かぬよう国に対し、制度改善と障害者プランの拡充推進を求めること。府は、障害者基本計画を早急に達成するとともに、実態に合った内容に拡充すること。2002年度は、市町村が制度の導入準備を進める年度であり、府の市町村への援助の強化は緊急の要件である。府は、市町村が生活実態にみあった支援費支給、適正な利用料負担、施設・在宅サービスの整備などを実現できるように指導援助を強めること。

府立医科大学附属病院及び府立三病院は効率優先でなく、公的医療機関としての責任と役割を果たせるよう強化すること。

3、市町村合併の誘導・押し付けはやめ、市町村自治への支援を強め、地方自治と住民本位の地方財政の確立、地域の振興策を

国が強引に進めている市町村合併を、本府も「合併しないと財政がもたない」「乗り遅れるな」と住民の意思に関係なく強引に押し付けている。これは、住民自治に反するものである。

今日の市町村財政危機の原因は、国と本府が市町村を国の経済政策推進の出先にし、見通しのない丹後リゾート開発や、「学研都市開発」などの大型開発事業に市町村財政を動員し、さらに「不況対策」として公共事業拡大の受け皿にしてきたことにある。そのうえ、国の財政危機を理由に、地方固有の財源である地方交付税の削減や段階的補正の縮小など、市町村財政をいっそう困難にしようとしている。

このような国と本府の政策の破綻を市町村に押し付け、市町村合併を強引に押し付けることは許されるものではない。本府はただちに、市町村合併の押し付け・誘導を中止すること。

そのうえで、市町村自治の確立のため、次の対策をおこなうこと。

- ① 国に対し、地方交付税の削減や「段階的補正」の縮小・廃止はおこなわないよう、府内市町村と協力し、強力で働きかけること。
- ② 市町村自治振興補助金の増額、振興資金の低利への借り換えなど、市町村支援を強化すること。
- ③ 合併推進でなく、合併せずにならばとる市町村への支援策を示し、市町村自治の確立を支援すること。

4、大規模開発、大型公共事業の抜本的見直しで、不要・不急の事業の中止を

多くの府民は、「財政危機」を言うのなら、不要・不急の大型開発や大型公共事業を中止すべきだとの声をあげている。ところが府は、こうした声には耳を傾けず、予算枠は縮小しつつあるとはいえ、急ぐ必要のない事業も継続している。

現在進めている次の大型開発、大型公共事業の抜本的な見直し、中止を行うこと。また、「公共事業再評価委員会」を実効あるものとするため、審議を公開し、第一に事業の必要性、採算性、環境への影響の三つの角度からの十分な吟味、第二に、事業の計画段階での評価・

点検の重視と事業実施の事前、事後の諸段階にわたる評価、第三に、すべての情報の公開、府民からの意見の聴取、とりわけ関係住民の意見を尊重すること。

- ① 京都市内高速道路と京阪連絡道路計画は、市内の交通渋滞と環境破壊をいっそうすすめる、しかも工事費の増大や負担割合の引き上げで、本府の財政負担をますます大きくするものであり、国に対し、建設計画の中止を求めること。LRTを含む公共交通機関を軸とした交通体系の確立、パークアンドライドシステムの導入などで、京都市内への自動車の乗り入れ総量を規制する措置をとること。
- ② 高速道路とそのアクセス道路優先の道路行政をあらため、府民生活に結びついた生活関連道路優先に切り替えること。
- ③ 生活バス路線への国庫補助の切捨てに反対し、地方バス路線の維持・確保、福祉・医療バス路線の確保など、生活関連交通機関の整備、充実を図ること。
- ④ 行き詰まっている丹後リゾート公園、木津川右岸運動公園建設は中止すること。「鴨川地下トンネル」計画も中止すること。
- ⑤ 貴重な自然と景観を破壊し、市民の憩いの場を奪い、「税金のムダ使い」とも批判が高まっている第二迎賓館の建設の中止を国に求めること。
- ⑥ 学研都市建設については、国及び企業の責任を明確にした「学研法」の改正を国に求めるとともに、木津中央地区など新たな大規模宅地開発の中止、開発規模の縮小など「建設計画」の見直しを行うこと。「学研都市」住民の生活に必要な施設整備については、国と企業の責任で行い、地元市町への負担の押し付けを行わないこと。遅れている既存市街地の生活道路や下水道整備などの新旧格差の解消を図り、つりあいの取れた地域整備を行うこと。そのための財政支援を行うこと。

5、「農業構造改革」に反対し、京都農業の振興を

主要各国に例を見ない40%の低自給率の引き上げは急務であり、次期WTO交渉にあたっては米を自由化の対象から外すよう要求すること。すでに輸入されたMA米は対外援助にまわすよう政府に要求すること。また、シイタケ、ネギなどのセーフガードの本発動を強く政府に要求すること。さらに、水産物、木材の輸入についても国内水産業、林業を守るため、一定の規制を行うよう政府に要求することが必要である。

政府はいま、「農業構造改革」として、米生産の大半を大規模農家と企業的経営体が担う構造をつくるよう、支援対策をそれらの農家と経営体に集中する「経営政策」の導入をすすめている。その第一弾として稲作経営対策の対象から副業農家を外す米政策の見直しが検討されているが、これは大多数の農家を切り捨て、日本農業に大打撃を与えるものであり、小規模稲作が中心の京都農業にとっても大問題である。このような「農業構造改革」に反対し、家族経営を守る立場を堅持すること。米価の下支え、備蓄制度の見直し、減反の拡大を行わないよう政府に強く要求すること。

また、府の野菜経営安定対策の拡充をはじめ価格補償制度の抜本的強化をはかること。

狂牛病の発生により大打撃を受けている畜産農家に対し、借入金の返済猶予など経営安定

に必要な緊急措置を講じること。肉骨粉の流通、給餌の全面禁止、混入防止の徹底をはかること。定期的な巡回全頭検査の体制を強化すること。

福知山市農協と南丹農協の合併は行わないよう強力に指導すること。合併農協が営利本位に走ることなく、農協本来の役割が果たせるよう指導を強化すること。

6、京都議定書の実行、ゴミ、産業廃棄物の対策強化など、環境行政の抜本的強化を

「地球環境を守ろう」との声が大きく広がるもとの、京都議定書の発効と温暖化ガス削減目標の達成にむけたCOP3の開催地としての京都府の役割は重大である。880万トンものCO2を排出し、京都議定書に逆行する舞鶴石炭火力発電所の運転、建設凍結を関西電力に申し入れること。10万台の車の通行が予測され、環境破壊に拍車をかける京都市内高速道路の建設中止を求めること。

太陽光や風力など自然エネルギーの活用促進に積極的に取り組むこと。特に太陽光発電については、公共の建物への設置義務付けや府営住宅でのモデル住宅建設、一般家庭への普及促進のために府独自補助の実施などを行うこと。

この間、廃棄物処理法の改正と循環型社会形成法が制定され、廃棄物、リサイクル関連の一連の法整備が行われた。これらの法律は、依然としてメーカーの製造責任や排出者の責任を厳しく問わない問題点があるが、規制を実効あるようにするため、運用監督に当たる自治体の責任は重大である。今年4月から実施された家電リサイクル法は、多くの不法投棄を生み出し、容器包装リサイクル法は自治体に重い負担をかけている。さらに今後実施される建設リサイクル法なども同様である。国にこれらの問題点の改善を求めるとともに、府としても市町村に対する積極的な指導援助をおこなうよう強く要求する。

府が進めているゴミ処理広域化計画の市町村への押し付けは直ちに中止し再検討すること。小型焼却炉への国庫補助を認めるよう国に強力に働きかけること。

7、30人以下学級の早期実現、私学助成の拡充等教育費負担の軽減、養護学校の増設など、一人一人の子供たちが大切にされる学校と教育を。

山形県知事が、「小・中学校の30人以下学級を2年3年のうちに実現」と表明するなど、全国で30人以下学級の実現に踏み出す自治体が増えている。「いじめ」や学級崩壊、校内暴力、不登校、児童虐待など、子どもと教育をめぐる状況が深刻になる中で、一人一人の子供たちに目が行き届く最低条件として、30人以下学級の実現は緊急課題である。教職員のリストラ計画を中止し、30人学級を早期に実現すること。

養護教諭の複数配置、スクールカウンセラーの配置など教育条件、及び、教育環境の整備に全力をあげる。国基準を下回る府の配置基準をみなおすこと。

養護学校再編整備計画の策定にあたって、南部にも養護学校を増設するなど、すべての障害児童生徒に豊かな発達とノーマライゼーションの保障を実現するものとなるよう計画し、さらに年次計画を策定して推進すること。また、医療的ケアや職業教育の充実等に資するた

めの、専門的人材の確保、寄宿舎の改善や老朽校舎の改善など、教育条件、教育環境の改善に努めること。

高校教育については、統廃合を前提とせず、父母、生徒、教職員など府民の声を第一に、民主的な論議をつくり、希望する生徒が地元で学べるよう、30人以下学級を実現し、地域の財産である高校を守ること。

教育委員会議を全面的に公開し、府民に開かれた運営に徹すること。また、学校や市町村の自主性を尊重し、教育内容への介入をやめること。

8、子育て支援の抜本的強化を

少子化の一層の進行や、児童虐待の増加など、子育て不安の解消や、子育て環境の改善の緊急性は高まっている。

子育て世代の経済的負担を軽減し、安心できる子育てができるよう、乳幼児医療費の助成制度の拡充、保育料の軽減及び、就学援助、私学助成、授業料減免などの教育費軽減のための制度の拡充をはかること。保育所待機児童解消のための支援、無認可保育所への支援、小規模学童保育助成の基準の10人未満への引き下げ、養護学校生徒をはじめとして、障害児の学童保育体制の抜本的強化をはかること。児童相談所への専任職員の増員など児童虐待対策と子育て相談体制の強化、子育て支援のためのネットワークの確立をはかること。男女ともに、人間らしく働き、子育てと仕事の両立がはかれるよう、労働条件の改善などの諸施策を構じるよう国に対し要求すること。府としても企業への啓発、中小企業への支援策を講じること。

9、いっそうの情報公開の推進と府民参加の府政運営を

いま全国で情報を公開し、住民参加で地方行政を進めようとの流れが大きく広がっている。予算案や方針を決める前に、「これでよいか」と住民に意見を求める「パブリックコメント制度」を取り入れる知事も増えている。本府においても、いっそうの情報公開と「府民参加」を広げ、府民が主人公の府政運営を図られるよう強く求める。

- ① 各種委員会、審議会の公開については、かつて、知事が公開を約束したにもかかわらず、その後みるべき進展がない。早急に、すべての委員会及び審議会等について、傍聴の実現、関係資料の公表、府民の意見表明の機会拡大など改善をはかること。併せて、委員の一定部分の公募制の導入などいっそうの府民参加をはかること。
- ② 知る権利の保障、原則公開の精神にのっとり、非開示条項の適用範囲を限定し、意思形成過程の情報であっても公開することなど、府の情報公開条例の運用を抜本的に改善すること。
- ③ 公安委員会・警察本部の情報公開にあたっては、警察当局による恣意的な判断が優先されないようにすること。
- ④ 府から出資、出せん、補助金の交付を受けている法人等には情報公開を義務化する

こと。

10、「参戦法」に反対し 憲法を守る先頭に

テロ対策を理由に、自衛隊がいま現に行われているアメリカのアフガン攻撃に参加する「参戦法」が強行可決され、その準備が着々と進められている。政府は、後方支援であり、武力行使は行わず、戦闘に参加しない、従って「憲法上の問題はない」と言い続けているが、支援内容が集団的自衛権の行使にわたるものであり、憲法九条に反することは明白である。

二十一世紀、日本と世界の平和のためにも自衛隊の参戦に強く反対し、その中止を政府に要求すべきである。自衛隊舞鶴基地を持つ京都として、イージス艦「みょうこう」が舞鶴港からインド洋に出て行くなどということが絶対にないよう知事がその先頭に立つことを強く求める。

また、テロ根絶のためには政府が軍事力によるのではなく、国連中心に法的対処を行うべきことを強く申し入れるべきである。

さらに、今回の「参戦法」によって憲法が事実上大改悪されたことは重大である。今後、憲法九条の明文改悪、有事法制化が懸念されるが、これを絶対に許さぬよう、知事が府民の先頭に立つことを強く求めるものである。

分野別要求事項

<福祉>

1、介護保険に関連し、以下のことをすすめること。

- ① 保険料・利用料の府独自の減免制度を創設するとともに、市町村独自の低所得者への減免措置に対する国の介入を許さず、府が支援すること。最小限の措置として、住民税非課税者からの保険料徴収をせず、低所得者の在宅介護の利用料をすべて3%に引き下げること。
- ② 介護サービスにあたっては、民間まかせでなく府の公的責任を明確にし、サービスの後退が生じていないかなどの実態把握を、市町村と協力してすすめること。
- ③ 利用者の実情に則したケアプランの作成をはじめ、これを保障する基盤整備、24時間ホームヘルプサービス等の在宅サービスの充実をはかること。ホームヘルパーの待遇・労働条件の改善をはかること。府として実態把握をし、特別養護老人ホーム入所待機者を一人も生まないように、市町村の要望を踏まえ、計画の前倒しや見直しもふくめ、実態に応じた施設整備をすすめること。
- ④ 市町村の介護予防事業の充実をはじめ、保険外の福祉サービスを継続・拡充すること。

2、理学療法士、作業療法士の確保のため、府立医大に養成課程を設置するとともに、中北部にリハビリセンターを設置すること。

3、痴呆性老人対策を強化すること。成年後見制度による財産管理への助成、老人性

痴呆症の専門的治療・研究を行なうための病床の確保、グループホームやグループデイホームの設置を進めること。

- 4、本府の障害者基本計画について、目標数値と財政的裏付け、年次計画を明確にすること。また、国の障害者プランについて、目標の引き上げを要求するとともに、予算の拡充を国に要望すること。市町村障害者計画の策定と実行に必要な支援を行うこと。
- 5、共同作業所への援助を強め、官公需の発注や製品販路の拡大をはかること。城山共同作業所に対する八木町の行政ルールを逸脱した差別的対応をあらためるよう指導すること。
- 6、「福祉のまちづくり条例」について対象施設の拡大や民間既存施設の改修のための補助の拡充など、真に実効性あるものに改善すること。障害者・高齢者の移動の権利を保障するため、福祉移送活動を支援すること。
- 7、子ども発達支援センターの建設にあたっては、障害児専門の医療機関を併設した心身障害児総合療育センターの役割を果たすものとし、北部にも地域療育センターを建設すること。これらのセンターを核とする総合的療育システムと市町村療育教室のネットワークを確立すること。
- 8、介護ヘルパー以外の障害者ヘルパー派遣事業について、新規のヘルパー養成事業の実施や身分保障、制度の無料化など利用者負担軽減措置の拡大をおこなうなど充実すること。ライトハウスの改築について、京都市と協力して早期に実現すること。
- 9、精神保健福祉法改正に伴う市町村の業務移管にあたっては、府の責任も明確にし、必要な人的財政的支援を強化すること。
- 10、精神保健福祉総合センターを拡充し、北部にサブセンターを設置して、精神障害者の総合的相談・支援と社会復帰を促進すること。与謝の海病院に精神科病床を設置すること。精神障害者にも他の障害者並に運賃割引制度などの適用をはかること。
- 11、レスパイトサービス事業など、在宅の障害児・者の介護家族に対する支援を強化すること。緊急一次保護制度を拡充すること。
- 12、福祉オンブズパースン制度の創設、京都府発行の広報・施設行事案内などの点字版の作成、府議会のテレビ中継に手話通訳の配置などを行うこと。公共施設に障害者用パソコンを設置すること。日常生活用具給付の機種選定を緩和し、限度額以内での選択を可能にすること。
- 13、「京都未来っ子21プラン」の見直しにあたっては、数値目標と年次計画を明らかにするとともに、財政的裏付けを行うこと。また、保育所への府の補助制度の創設、保育料の軽減につとめることや、無認可保育所に対する補助、学童保育の府単独施策の拡充、学童保育への障害児学童受け入れのための補助等をすすめること。
- 14、急増する児童虐待に対応するため、児童相談所の正規職員の人員配置など各相談所の機能を充実し、児童虐待、いじめなどに対応できるネットワークを府下に広げ

ること。

- 15、「社会的ひきこもり」問題の実態調査を早急におこなうこと。府の相談窓口を設置するとともに、専門家チームによる相談・研究体制を確立すること。
- 16、民間社会福祉施設職員に対する給与改善事業など、待遇改善をはかること。
- 17、生活保護を必要とする人すべてが保護を受けられるよう、人権をふみにじる生活保護行政を根本的に改めること。調査の白紙委任を意味する包括的同意書や親族などへの扶養の強制をやめること。また、生活保護世帯の医療を受ける権利の制限につながるような「医療券」方式をやめ、健康保険証に準ずるような「医療証」にすること。
- 18、くらしの資金の貸し付け限度額の引き上げと、貸し付けの通年化をはかること。また、母子家庭への高校奨学金・入学支度金については、上の子どもが20歳をこえている世帯も対象とすること。
- 19、被爆者対策について、相談活動の充実、年末見舞金の年齢制限の撤廃と増額など、府の施策の充実に務めること。国家補償の明記、遺族弔慰金の支給、全被爆者への年金の支給など、被爆者援護法の抜本改正を国に要求すること。
- 20、困難な状況に置かれている高齢者や障害者、永住外国人の無年金者救済のため、府として福祉的な措置を実施するとともに年金制度の改善を国に要求すること。

＜保健・医療＞

- 1、病床不足医療圏域での病院の計画的配置と中核的医療機関の整備をはかること。洛東病院・与謝の海病院の救急診療体制の改善をはかるため、看護婦、医師をはじめ、必要な人員を配置すること。洛南病院の急性期治療対応の施設整備にあたっては、痴呆や合併症もふくめて、府の精神科医療の公的責任を縮小しないこと。
- 2、中北部の中核病院、へき地担当病院、診療所への医師、看護婦の配置への援助を強めること。
- 3、府立医大、府立三病院の機能を強化し、心疾患・脳卒中など特殊救急システム、精神科救急医療体制などの整備を行うこと。とりわけ、府北部・南部の救急医療体制の整備を行うこと。遅れている小児科救急の体制を確立すること。
- 4、周産期・新生児医療体制の整備にむけ、公的病院・民間医療機関への助成を広げ、地域にも周産期医療センターを整備すること。府下全域をカバーする搬送体制を確立すること。
- 5、災害時医療体制の整備にむけ、地域医療機関のネットワークを確立すること。救急指定医療機関をはじめとする医療機関の耐震耐火診断、施設設備への耐震耐火工事への助成を行うこと。
- 6、アトピー対策を強めるとともに、学校指定病に入れるよう国にはたらきかけること。アトピー患者やステロイド被害者の健康と生活の実態調査、研究と治療体制を確立すること。
- 7、長時間・二交替制夜勤の奨励はやめ、労働条件の改善などの指導を強化して、看護婦確

保定着のための、きめ細かな施策の充実をはかること。いわゆる「お礼奉公」を根絶するための指導をおこなうこと。院内保育所への補助金上乘せ、府単費補助金の増額をはかること。准看制度廃止、看護制度一本化をはかり、すべての准看護婦が看護婦へ移行できるように、国に対し働きかけること。また、本府として移行教育等条件整備にむけての対策をとること。

- 8、保健所の統廃合をやめ充実強化すること。骨密度測定器を府下すべての保健所に設置し、健康診断と健康教室を拡充すること。専門家を配置した予防接種センターを設置し、医療機関、保護者、学校関係者などへの情報提供・相談をおこなうこと。
- 9、国民健康保険への国庫負担率を45%に戻すよう、国に求めること。国保税（料）の引き下げと減免制度の拡充をはかるために、府の補助を大幅に引き上げるとともに、引き下げ抑制指導は行わないこと。また一部負担金の減免措置についても、府内市町村に徹底すること。組国保にたいする助成も引き上げること。
- 10、輸入食品の検査、検疫体制の抜本的強化を国に求めるとともに、府独自に食品衛生監視員の増員、専任化をはかり食品衛生行政の強化をおこなうこと。保健環境研究所の体制強化をおこなうこと。遺伝子組替え食品については、府としても必要な情報提供、啓発を行うこと。
- 11、牛肉の安全確保のため、全個体調査の徹底と検査結果の公表、流通末端までの個別別システムの導入、検査員増員と必要な施設整備、危険部位焼却処理など、万全の対策と体制を確立すること。
- 12、府南部に社会保険事務所の新設を国に要望すること。
- 13、結核の集団感染が多発しているとき、国立療養所南京都病院の充実を国に強く要望すると同時に、本府としても府立医大結核病棟充実も含め、結核対策を見直し拡充すること。
- 14、ハンセン病患者に対して府が行ってきた施策を明らかにし行政責任を明確にすること。差別と偏見をなくす啓発活動を強化すること。社会復帰をはじめ、府出身の元患者の要求、社会復帰に誠意ある支援を行うこと。

<労働>

- 1、緊急雇用対策の内容を実効性あるものに改善すること。
- 2、地域雇用開発促進法にもとづく各地域指定を実態に応じて緊急に行うこと。また、府が責任を持つ「雇用計画」は、雇用の実情をつかみ、府民の声を生かして実効性のある中身で急いで作成すること。
- 3、失業給付の延長、当面、「全国延長」の実施、個別延長給付の適用拡大を国に要望すること。
- 4、時間外、休日・深夜労働の上限を明確にすることなど、人間らしく働ける労働基準法の抜本的改正を国に要求すること。企業に労働時間の適正な把握・管理・記録を義務づけた厚生労働省通達を、府下企業に周知徹底すること。また、府下自治体職場での地方公務員のサービス残業を解消すること。
- 5、「介護・育児休業法」を実効あるものとするため、有給、現職復帰、代替要員の確保など、

- 法の充実を国に求めること。府内民間企業に法の徹底をはかること。
- 6、再就職を希望する女性の就業機会の拡大と就業条件の向上を図るため、京都府女性就業サービスセンターの拡充整備、各種講座の講習コースを増やすこと。講座開催地を府内各地に細かく広げること。
 - 7、働く女性の相談コーナーの相談員を増やし、増加している相談に的確に対応すること。
 - 8、障害者雇用の拡充をはかるため、民間企業への指導強化をはかり、障害者職業相談室の機能拡充を国に要求すること。府および関係機関の職員への採用を拡大すること。
 - 9、パートタイマー労働者の非課税限度額の大幅引き上げ、地域最低賃金の大幅な引き上げを国に求めること。パートタイマーの無権利状態の改善を政府に要求し、健康保険、雇用保険などの社会保障制度の適用を求めること。労働者生活資金の貸し付け制度の改善をおこなうこと。
 - 10、労働災害の増加にともない、国と連携して、企業にたいし適正な労働環境の整備をはかるよう指導するとともに、過労死の防止対策にとりくむこと。また、過労死、過労性疾病の公務災害認定基準の緩和を申し入れること。
 - 11、地方労働委員の任命について、今日までの不公正な人選を改め、公平、公正におこなうこと。
 - 12、青年の新規雇用の拡大を府内大手企業に求めること。公務員や教員のリストラをやめ、採用枠を広げること。新卒未就職者の職業訓練、生活保障や雇用保険適用が受けられるよう雇用保険法の改善を国に求めること。

<女性>

- 1、憲法および女性差別撤廃条約の男女平等理念、事業主・企業責任、母性保護、性的嫌がらせや暴力、DV（ドメスティック・バイオレンス）の禁止、苦情処理・救済機関の整備などを明記した「条例」を制定すること。「条例」の制定にあたっては、幅広い女性の参画をはかること。
- 2、政策・方針決定への女性の参画を促進すること。府の各種審議会に広く女性の意見が反映されるよう、委員の人選に当たっては公募を含め、公平を期すこと。
- 3、雇用機会均等法が真に実効あるものとなるよう、罰則規定などその改正を国に求めること。
- 4、女子学生に対する就職差別を根絶するため、企業への指導を強めること。
- 5、社会情勢の変化にともない婦人相談所の機能をいっそう充実させること。また、吉田母子寮の建て替えを行うこと。

<環境>

- 1、ゴミの減量・分別収集と再資源化をすすめるため、容器リサイクル法の完全実施などへの支援を抜本的に強めること。本府の「廃棄物減量リサイクル計画」においても、空き

- 缶など資源ごみのメーカー責任を明確にすること。
- 2、集団回収実施団体や回収業者への助成制度をつくるとともに、一般廃棄物の再利用センター設置促進のため、府が必要な援助を行うこと。産業廃棄物の徹底した再資源化についても、減量化を年次的、計画的に進めるため、数値目標を持った「年次計画」を策定すること。法対象外も含めた「産廃処理施設設置指導要綱」を制定すること。
 - 3、地下水・土壌汚染対策、排気ガスの総量規制の導入、大気汚染水質汚濁の常時監視と対策を強化し、公害防止計画を完全実施すること。
 - 4、ダイオキシン対策を引き続き強化すること。調査、監視体制の強化とともに、分別収集の促進、塩じ製品などの製造、販売、使用の規制、メーカーに対する表示、回収の義務づけを国に求めるとともに、府独自のダイオキシン規制条例を制定し、実効性ある対策をすすめること。府保健環境研究所にダイオキシン検査体制を整備すること。
 - 5、宇治田原町、向日市などで高濃度のテトラクロエチレンが井戸水から検出され問題になったが、工場排水などによる地下水汚染対策を強化すること。
 - 6、亀岡市畑野町や園部町半田、宇治市炭山地区、南山城村などで産廃不法投棄、違法開発など自然環境破壊をもたらす違法行為が長期にわたって放置される事態が続発している。こうした行為を初期段階で早期に解決するよう特別の対策を講じること。府独自で小規模林地開発の規制要綱とともに府外からの産業廃棄物の持込規制を含めた産業廃棄物規制条例を作ること。

<防災・消防>

- 1、活断層調査を計画的、系統的に行ない、結果を公表すること。電力、水道、ガスなどライフラインの耐震強化をはかること。
南北をつなぐ緊急輸送ルートをはじめ防災道路を確定し、災害時の交通計画を確立すること。特に、府北部と京都市を結ぶ幹線が9号線一本となっている現状を改め、162号線を軸とした舞鶴-京都の第二幹線を計画的に整備すること。
- 2、遅れている土石流発生危険個所や地滑り危険個所、老朽ため池、浸水常習地域などの改修を急ぎ、災害防止対策を抜本的に強化すること。府内の危険箇所を住民に公表すること。
- 3、久美浜原発計画の中止を求め、事前環境調査を行わせないこと。府北部エネルギー基地化計画および若狭湾一帯の原発増設に反対すること。
- 4、重大な危険を含み、データ捏造も発覚した高浜原発3・4号炉のプルサーマル計画に反対すること。
- 5、原発の半径50キロ圏内を原発災害関係自治体とするよう国に強く働きかけること。
- 6、府下全域を対象とした原発防災計画の見直しを急ぐとともに、モニタリング体制の充実や原子力事故の医療体制の充実をはかること。市町村と連携した原子力防災訓練をおこなうこと。
- 7、消防力基準を早期に達成するための年次計画を明らかにし、計画的に達成すること。
- 8、切り下げられた消防分団員への激励金を以前の水準に戻すこと。

＜中小企業・商工業者＞

- 1、伝統地場産業振興条例」を制定し、伝統地場産業を中心とした、中小零細業者の実態調査に府をあげて取り組み、新しい技術の研究・開発と導入、販路拡大、後継者の確保などに積極的な援助を行うこと。
- 2、大企業の下請けいじめの防止はもちろん、仕事の確保など、下請法にもとづく業界指導を行うこと。中小企業に対する、官公需発注を大幅に増やすこと。
- 3、府北部の経営・技術指導を抜本的に強化するため、最新の機械、設備の配置、訓練の実施など京都府織物・機械金属振興センターの機能を強化すること。
- 4、大型店の出店を規制し、自治体の独自規制を認める新「大店法」の制定を国に求めること。本府としても、島津五条工場跡地、三菱自動車跡地など、これ以上の大型店の出店を拒否する宣言を行ない、市町村と協力して強力な指導を行うこと。大資本系列のコンビニエンスストアについても十分な指導を行うこと。
- 5、商店街振興のため、各種補助制度を充実するとともに、後継者の育成、経営指導などのソフト事業への物心両面での支援を抜本的に強化すること。
- 6、貸し流し特別保証融資を復活するとともに既往貸付分については、経営の改善までの返済猶予など、弾力的な運用を国に求めること。二信金の事業譲渡、不良債権処理にかかわる資金需要に対応するため、特別の対策を講じること。
- 7、無担保・無保証人・超低利で、経営改善のメドが立つまで据え置き特別融資制度を、市町村、保証協会と協力し創設すること。
- 8、マル小融資限度額を現行450万円から1000万円に引き上げ、納税要件をなくすること。マル府ーマル特は3500万円に引き上げること。各融資制度の利率を、引き下げること。
- 9、市町村への財政支援を行い、保証料引き下げ、利子補給の引き上げなどを実施すること。
- 10、貸し金業者、とりわけあくどい商法が社会問題化しているいわゆる「街金」の違法な商法について厳しく指導すること。国に金利の引き下げなど改善を求めること。
- 11、「IT革命」に対応するため、地元中小零細企業への情報提供、IT化への技術支援や助成制度などを積極的に行うこと。労働強化、雇用問題などITのもたらす問題点を当然とせず、府として防止する対策を講じること。
- 12、消費生活科学センターを充実強化し、消費者保護の立場に立ち、市町村を支援すること。ITを利用した犯罪やトラブルの未然の予防と解決に対応できるよう、体制を整えること。

＜農林漁業＞

- 1、規模拡大と効率優先をあらため、京都の農業を支えている兼業を含む家族経営の維持・発展をはかること。また、農家の組織化・共同化など集落の取り組みに対する支援を抜本的に強化すること。

- 2、中山間地直接支払い制度については、生産条件の不利を補う本来の所得補償制度として運用し、水路、農道の維持、改修など農地・自然・環境の保全対策は別途講ずること。
- 3、農林漁業後継者、担い手育成対策を抜本的に強化すること。新規就農希望者への住宅あっせんや家賃補助など新規就農支援事業を、抜本的に拡充すること。学校教育の中で、農業、食糧問題を重視し、後継者育成をはかること。
- 4、地域の特性を生かした特産物の育成・振興のため価格保障対策を充実すること。とくに、中山間地の特産振興に対し、生産・加工の両面で援助を強めること。
- 5、都市における緑の保全、防災機能などの役割をはたす生産緑地や市街化区域内の農業に対する支援を強化し、都市近郊農業・伝統京野菜の振興をはかること。
- 6、土地改良事業、圃場整備事業など農業基盤整備を促進し、補助率の引き上げなど農家負担の軽減をはかること。
- 7、丹後国営農地での営農・技術指導を抜本的に強化すること。機械導入助成など担い手対策を強化し、新規入耕者を確保すること。
- 8、道路、下水道の整備促進、伝統文化、自然景観を生かした村おこし事業の推進、農山村と都市の交流促進など、農山漁村、中山間地の活性化をはかること。
- 9、農業・漁業用の廃プラスチック類の100%回収、処理を行うために、新たな補助制度を設けること。
- 10、広域合併によって農協が本来の役割を果たせなくなっている現状を重視し、農家経営の安定と農業振興に積極的な役割を果たすよう、指導・援助を強めるとともに、支所等を農家、住民の合意なしに、安易に廃止、統合しないよう指導すること。
- 11、有害鳥獣対策予算を大幅に増額し、市町村の実施する防除対策への支援を強化すること。本格的な被害の実態調査、鳥獣の生態調査を行い、隣県とも歩調を合わせた、効果的な駆除・防除対策を実施すること。特に猿についての対策を緊急に検討し、具体化をはかること。国に対し、有害鳥獣による農業被害対策への補助の実施を求めること。
- 12、畜産振興のため、飼料の自給化、家畜診療体制の強化、酪農ヘルパー制度の拡充など、経営安定対策を強化すること。また、糞尿公害をなくし耕種農業との一体化をはかる堆肥センターの設置をすすめること。
- 13、過度の外材依存を改め、国産材の利用を拡大するため、外材の輸入規制・秩序ある輸入体制の確立を国に要求するとともに、公共事業や公営施設での府内産材の優先使用、間伐材の活用など、需要拡大のための積極策を講じること。
- 14、府内産材使用の住宅建設や改修について助成制度を設けること。また、融資制度の限度額を引き上げ、住宅金融公庫融資利用者に限定せず、一般融資も対象とすること。あわせて住宅改良融資にも適用をすること。
- 15、低金利のもとで運用に苦しむ林業労働者の退職共済制度への補助を増額し、給付水準の引下げや労働者負担を増やさないこと、一人親方にも適用すること。林業労働者の社会保険掛け金への助成や就労援助制度の拡充、所得保障制度など、後継者育成をはかること。
- 16、林道、作業道などの維持、管理や下草刈りなどの事業への補助の一層の強化をはかるこ

と。雇用対策としての里山整備を積極的にすすめること。

- 17、漁港整備の促進、育てる漁業、資源管理型漁業、沿岸漁業のいっそうの振興をはかること。磯釣り公園の拡充など調和ある観光漁業の振興をはかること。自治体、漁協、遊漁者代表などによって、地域の実情に即した漁場や資源の秩序ある利用、管理、安全対策を講じること。
- 18、担い手対策を強化し新規就業者の確保をはかること。
- 19、農林水産物の加工技術、商品開発への支援、加工施設の整備への支援の強化をすること。

＜建設・住宅＞

- 1、予定価格の公表により入札の透明性・公平性を確保するとともに、地元企業・中小企業優先の条件付一般競争入札を基本とすること。また、地元中小零細企業への受注機会拡大に向け、分割発注はじめ官公需適格組合の入札参加の保障など、有効な措置をとること。
- 2、公共工事に従事する現場職人、労働者に協定賃金どおりの賃金が支給されるよう、指導の徹底をはかること。建設業退職金共済制度の加入促進、証紙貼付率向上のため、「指導要綱」を策定し、末端の建設労働者・職人に、共済手帳の交付と証紙の貼り付けをおこなうよう、元請企業に実効ある指導を強化すること。
- 3、安くて住みよい府営・公営住宅を大量に建設すること。その際、ライフサポートアドバイザーの常駐型や福祉施設連携型など、高齢者に配慮した施策をすすめること。
- 4、老朽府営住宅の補修および高齢者、障害者に配慮した住戸改善をすすめること。中層府営住宅へのエレベーター設置をすすめること。駐車場設置を計画的にすすめること。
- 5、「京都府住宅条例」を改定し、住宅権の基本理念とそれを保障する行政の責務、整備すべき住宅・住宅地の水準、整備目標、財源の保障などを明記すること。
- 6、空き家住宅の整備を早め、空き家募集を促進すること。また、特別賃貸住宅の入居収入基準をあらため、入居を促進すること。申し込みの受付を各土木事務所で行うこと。
- 7、「住宅改良資金融資制度」の限度額引き上げ、および手続きの簡素化をはかること。
- 8、障害者のためのケア付き共同住宅を建設すること。新婚世帯、高齢者、障害者等のために民間アパートなどの借上、家賃補助を行うこと。
- 9、マンション適正化法の制定にともない
 - ① 分譲マンションを府住宅政策に位置付け、早急に実態調査を行なうこと。
 - ② 管理組合の育成をはかり、情報提供その他積極的指導、援助を行うこと。
 - ③ 住民が気軽に相談できる共同住宅総合相談窓口を設置すること。マンションの大規模修理に対する府独自の融資制度を創設すること。
 - ④ 開発時の業者指導を強化し、購入者が不利益を蒙らないようにすること。また、十分な駐車スペースを確保するよう指導を強めること。

<まちづくり>

- 1、景観を破壊し住環境を悪化させるビルの高層化を規制し、自然・歴史と文化を生かした住民参加のまちづくりをすすめるため景観条例を制定すること。
- 2、駅舎や役場、病院、銀行など既存の公共施設のバリアフリー化をすすめ、歩道幅の確保と段差解消、駐輪場の確保、電柱の排除など、福祉のまちづくりを進めること。その際、高齢者・障害者の意見が実際の施策に反映されるよう、まちづくり協議会等の機能を高めること。
- 3、京都府都市計画審議会を府民の意向を反映できるようにするため、意見陳述の機会、傍聴の保障など、会議を公開し、審議委員に住民代表を加えること。
- 4、都市公園の整備、主要街路の緑化推進、東・西高瀬川や堀川など、河川の親水公園化や「桜づつみ」の整備など緑化事業を積極的に推進すること。
- 5、過大な水需要予測を前提にした府営水道の拡張計画は中止し、住民への水道料値上げを行わないよう軽減措置を行うこと。府営水の市町村への配分は、押しつけの責任水量制ではなく、自主申告制とし、乙訓地域の需給契約水量はいったん白紙にもどし、自主申告にもとづいたものに変更すること。
また、地盤沈下を防ぎ、地下水を守るため大企業による地下水くみ上げを規制し、乙訓地域については、企業用水は全面的に府営水へのきりかえを府の責任で実施すること。工業用水については、工業用水道の建設を検討すること。
- 6、宇治浄水場導水管事故の教訓を生かし、点検強化、事故防止に万全を期すこと。
木津・宇治浄水場間の送水ポンプをただちに設置すること。
- 7、下水道整備については、地域の特性に合わせ、農村集落排水事業や合併処理浄化槽の一層の普及などによって府内全域での水洗化を促進するとともに、下水道整備の個人負担を軽減するため、融資制度の充実と助成制度の創設をはかること。
また、下水道処理水の環境保全水や中水としての再利用を促進し、雨水の活用や地下浸透をはかるなど水系に沿った水循環を回復すること。

<交通>

- 1、府民から要望の強い国道 178、312、477、163、307 号などの改修整備を歩行者の安全対策と併せて急いで進めること。地方道、奥地道などの改修整備を急ぐこと。
- 2、加茂以東のJRの電化、奈良線・山陰線などの複線化や駅舎建設をすすめること。その際、JRに相応の負担を求めるとともに、市町村の負担軽減をはかること。本年四月実施の関西線加茂以東の沿線住民、地域を無視したダイヤ改正を元に戻すようJRに要求すること。
- 3、渋滞差点の右折レーンや狭隘個所の拡幅など府道やくらしの道路の整備に力を注ぎ、渋滞解消や交通安全対策に積極的に取り組むこと。第二久世橋、久我橋などの建設を促進すること。

4、信号機の増設、通学路の設置、歩車分離など交通安全対策の充実を図ること。

＜教育＞

- 1、小・中・高校の30人以下学級の法制化を国に求めること。府も独自の財政措置をおこない30人以下学級の実施をおこなうこと。40人学級の編成にあたっては弾力的な運用をはかること。
- 2、教員配置については、国の定数基準にも満たない府の「定数基準」を見直し、適正な配置をすること。「定数内常勤講師」を正規教員として採用すること。同和加配の廃止、すべての小学校に専門教科教員を配置すること。養護教諭の全課程（定・通・分校を含む）への配置および大規模校には複数配置をすること。
- 3、府北部への養護学校建設は早期に実施し、南部にも単独校の新設を具体化すること。
- 4、養護学校にOT、PT、言語聴覚士、心理相談など専門職の配置、医療的ケアを必要とする子どもの増加に伴う医療職の配置など、体制の整備をはかること。
- 5、養護学校のスクールバスは、子どもたちの実情と学校現場の状況に合わせて小型化、低床、リフト付き、乗降口、座席の改善などをおこなうこと。スクールバスの通学児童・生徒への介助、指導にかかわる職員の正規職員化と増員をはかること。
- 6、教職員の労働安全、健康対策に万全を期すこと。寄宿舎教員、給食調理員の増員をはかること。長期病休復帰者や要治療、要作業軽減などの教職員にたいして、労働軽減措置、通院治療、リハビリ勤務を保障すること。
- 7、府立盲ろう学校舞鶴分校の中学部の再開、病弱養護学校に高等部を併設すること。訪問教育の拡充・充実をはかること。府立聾学校に専攻科を設け、高等部卒業後の進路保障をおこなうこと。
- 8、標準法に基づいた重度障害児学級の独立と複式学級の解消、一人でも障害児がいる場合の学級および小・中学校の障害種別学級の開設にひきつづき努力をすること。市町村の障害児教育充実のための援助をすること。
- 9、高校制度の改変、教育課程の変更などにあたっては、生徒・父母・教職員の意見をよく聞き、十分な検討と教育的配慮をおこなうこと。
- 10、希望するすべての中学卒業生が地域の高校に入学できるよう、募集定員の削減や「生徒減少」を理由とした学校統廃合はおこなわないこと。
- 11、公立高校入試については、不透明な推薦入学枠の縮小、普通科の類・類型別募集を廃止して、希望が活かされる選択制を拡大すること。
- 12、朱雀高校通信制をはじめとするマンモス校の解消をはかること。亀岡地域に高校を新設すること。定時制の縮小・廃止をやめ、府南部地域に定時制・通信制を新設すること。
- 13、公立高校の入学金・授業料の据え置き、授業料減免制度や遠距離通学費補助制度、就・修学援助金制度を拡充し、授業料や徴収金滞納者にたいする緊急援助制度を創設すること。

- 14、公立高校の図書費用や需要費など、学校運営費の予算を増額すること。
- 15、私学助成の大幅引き上げ、特に直接助成の増額をおこない、保護者の教育費負担の軽減をはかること。また、学費納入が困難な生徒への緊急助成をおこなうこと。
- 16、学校五日制の完全実施にあたって、すべての地域で障害児を含む児童・生徒が安心して過ごせる児童館・学童保育所の増設・充実をはかること。
- 17、いじめや不登校、学級崩壊、家庭的な問題などさまざまな要因で、心身ともに不安定な状況に陥っている子どもたちへの指導・援助や相談体制を確立するため、養護教諭の複数配置またはスクールカウンセラーなど専門職を常時配置すること。また「フリースクール」への援助をおこなうこと。
- 18、府立学校の老朽校舎の早期改築、すべての学校の耐震調査をおこなうこと。また、病気や障害をもつ児童・生徒のためにエレベーターの設置などバリアフリー化をすすめること。その他、学校安全基準に基づく施設改善にあたっては、計画段階から教職員など関係者の意見を十分反映して施設改善の効果を高めること。市町村立のすべての学校の冷房完備に財政支援をおこなうこと。
- 19、すべての中学校で給食を実施すること。給食には地元農水産物の活用、アレルギー除去食にたいする指導・援助、安全な食器の使用、施設設備の近代化や作業環境の改善、臨時・パート職員を正職員とし、必要な増員・配置をおこなうなど、市町村への指導、援助を強めること。

<文化・スポーツ>

- 1、府立図書館の閲覧席をいっそう拡充し、児童室の設置など、新しい府立図書館にふさわしい機能を備えること。
- 2、早急に図書館協議会を設置するとともに、図書館未設置市町村の解消など、積極的な支援をおこなうこと。
- 3、総合資料館については、府民の要望を反映した歴史都市・京都にふさわしい機能と運営の充実をはかること。
- 4、文化博物館は、財政支援を拡充し、文化と観光の都市として国内・外からの来訪者の観覧に十分耐えうる機能と内容の充実をはかること。とりわけ常設展示コーナーの見直しをおこない、企画の定期的な一新をはかること、映像資料の保存と拡充をはかること。
- 5、埋蔵文化財発掘調査・研究体制を強化するため、埋蔵文化財調査研究センターの拡充。また、収蔵庫を増やし、貴重な資料の散逸を防ぎ、保存に必要な施設・設備の拡充をはかること。
- 6、伝統芸能、伝統行事の伝承、保存に十分な予算を講じて援助すること。
- 7、丹波地域に郷土資料館を建設するとともに、山城および丹後郷土資料館の抜本的な改修をおこなうこと。
- 8、府立の山の家、海の家、市町村移管を行わず、府の責任で改修・整備すること。
- 9、誰もが気軽に利用できる公的スポーツ施設の増設、整備の拡充、利用料金の引き下げを

おこなうなど、全府民のスポーツ活動の振興をはかること。山城総合運動公園のプールを通年使用できるようにすること。洛南、洛西浄化センターに温水プールを設置すること。サッカーくじ法の廃止を国に求めること。

10、音楽、演劇などの練習に、安価で気軽に使える公的施設を設置すること。

＜平和・民主主義・地方自治＞

- 1、同和行政の特別対策は、平成13年度末をもって、いかなる名目であってもすべて廃止し、一般対策の中での特別扱いも行わないこと。また、「人権啓発」の名による同和啓発・研修の押し付けは行わないこと。「同和加配」「補習学級・補充教育」は廃止し、「同和教育」もただちに廃止すること。
- 2、新ガイドライン法にもとづく日米共同作戦の拠点づくりにつながるような舞鶴港整備はおこなわないこと。また、外国艦船の舞鶴港入港にあたっては、港湾管理者として「非核証明」の提出を義務付けるとともに、「非核京都府宣言」をおこない、核兵器廃絶のとりくみをすすめること。
- 3、各種委員会、審議会の公開をすみやかにすすめ、傍聴と府民の意見陳述の機会を保障すること。
- 4、府民の権利・利益の保護のため、府民オンブズパーソン制度を制定し、監視、苦情処理、制度改善が適切・迅速に行なわれるようにすること。
- 5、住民の立場に立った市町村の独自施策にたいし、国いいなりに「制約」を押しつけるような府の姿勢を改め、地方自治の確立の立場から、市町村の自治権と独自性を尊重するとともに、支援を強めること。
- 6、特定業者、団体との癒着を生じさせないよう、公正な行政運営を徹底すること。
- 7、定住外国人の地方参政権の実現を国に要望すること。
- 8、府職員の一般職採用における国籍要件を取り払うこと。